

働き方改革関連法

改正労働時間法制等 詳細解説セミナー

働き方改革関連法の一環である労働時間法制等の改正は、働き過ぎを防ぎ、働く人の健康を守り、多様な働き方を選択できる社会を実現するためのものですが、この改正により業種・規模に関わらずすべての企業で、従業員の労働時間、休日、休暇といった労務管理の見直しを余儀なくされます。また、短時間労働者規制と有期契約社員規制の一元化により、パートタイマーや契約社員の労働条件について、正社員との待遇格差の是正も検討していかなければなりません。そこで今回、その改正内容を詳細に解説し、使用者側は何を検討しなければならないのか、どのような対策が必要になるのかなど、企業経営者や人事担当者の方々に必須な情報を満載のセミナーを開催します。是非ご参加ください。

- | | | |
|--------|---|---------|
| セミナー内容 | <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制等(長時間労働の是正) | |
| | <input type="checkbox"/> 長時間労働者の医師面談指導の見直し | |
| | <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の年5日取得義務 | |
| | <input type="checkbox"/> フレックスタイム制の見直し | |
| | <input type="checkbox"/> 高度プロフェッショナル制度の創設 | |
| | <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金(雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保) | その他詳細裏面 |

日程会場

- | | |
|------------------------|---------------|
| < 1回目 > 平成31年2月25日 (月) | 大宮ソニックシティ601室 |
| < 2回目 > 平成31年3月4日 (月) | さいたま共済会館402室 |
| < 3回目 > 平成31年3月28日 (木) | さいたま共済会館502室 |
| < 4回目 > 平成31年4月3日 (水) | さいたま共済会館502室 |
| ※ 4回とも同じ内容です。 | |

時間

4回とも、13時30分～16時45分 (受付13:00～)

対象者

経営者、経営幹部、人事担当者

講師

一般財団法人 埼玉県総合労働福祉協会
常務理事 大久 由子 (社会保険労務士)

受講料

埼玉県総合労働福祉協会会員企業様 (浦和地区労働基準協会会員様を含みます。)	1名様につき4,000円 (税込)
一般企業様	1名様につき8,000円 (税込)

主催

(一財) 埼玉県総合労働福祉協会(併設: 吉池労務管理事務所)
TEL 048-885-2816 FAX 048-885-2112



【本セミナーの主な内容(予定)】

① 時間外労働の上限規制等(長時間労働の是正)

時間外労働の上限規制の改正は、2019.4.1～(中小企業は2020.4.1～)の施行となりますが、残業時間の上限を法律で規制することは、70年前に制定された労働基準法において初めての大改革となります。どのような上限規制なのか、どのような時間管理が必要になるのか、とるべき対応、そして、「時間外・休日労働協定届(36協定)」の新様式の書き方や注意事項などを解説します。

② 長時間労働者の医師面談指導の見直し

時間外労働の上限規制により、管理監督者に残業のしわ寄せがいくことになるのを懸念して安衛法を改正し、管理監督者も含めて医師の面接指導の見直しが行われました。③の内容と合わせて解説します。

③ 管理監督者や裁量労働制も含めた労働時間の把握義務

④ 年次有給休暇の年5日取得義務

パートタイマーやアルバイトにも5日付与しなければならないのか、従業員が5日取得しなかった場合に会社は責任を問われるのか、さらに計画的付与の方法を協定書をご紹介しながら解説します。

⑤ フレックスタイム制の見直し

フレックスタイム制を解説しつつ、改正により何が可能になるのかを解説します。

⑥ 高度プロフェッショナル制度の創設

⑦ 勤務間インターバル制度

⑧ 同一労働同一賃金(雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保)

短時間労働者の規制と有期契約社員の規制が一元化され、パートタイム労働者と同様、有期雇用労働者と派遣労働者にも均衡・均等待遇規定が適用されます。均衡待遇と均等待遇の違いや、誰と誰を比較し、何と何の待遇格差が問題となるのかなどを解説します。

講師紹介：一般財団法人 埼玉県総合労働福祉協会 常務理事 大久 由子 (社会保険労務士)

<講師プロフィール>

石油類販売小売業の経営企画・運営に参画し、労務管理と育成業務に8年間従事した後、社会保険労務士の資格を取得。大手資格受験予備校である株式会社LEC東京リーガルマインドにおいて、社労士資格取得コースの専任講師や公共職業安定所から委託された職業訓練講師として7年間講師業に従事。

2006年より埼玉県総合労働福祉協会(併設:吉池労務管理事務所)に在籍し、2011年に常務理事に就任。現在は中小企業から大企業に至るまで200社を超えるクライアント企業に対して人事労務全般のコンサルティング、企業研修・セミナー講師などを行う一方、協会内部では管理職として職員の採用・育成・管理を行う。

企業研修やセミナーは、聞きやすく、わかりやすく、実務的と好評。

【「改正労働時間法制等詳細解説セミナー」参加申込書】**受講票を送付します**

切り取らずにFAXして下さい。⇒ **FAX番号 048-885-2112**

【参加希望日】 希望日に「レ」チェック	<input type="checkbox"/> 2月25日(月) 大宮ソニックシティ	<input type="checkbox"/> 3月4日(月) さいたま共済会館
	<input type="checkbox"/> 3月28日(木) さいたま共済会館	<input type="checkbox"/> 4月3日(水) さいたま共済会館
【貴社名】会員企業様の場合は口に「レ」チェック <input type="checkbox"/>	【所在地】	【TEL】 【FAX】
【参加者ご芳名】	【部署名】	【役職名】